

## 提 案 書 作 成 要 領

「令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務」のプロポーザルにおける提案書作成要領は、次のとおりとします。

### 1 件名

令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務

### 2 事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

### 3 プロポーザル参加表明の手続

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）

#### (2) 提出期限

令和3年10月26日（火）午後5時まで（必着）

#### (3) 提出場所

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地  
富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）事務局  
（南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課内）

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

##### 《注意事項》

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合、封筒等に「参加表明書・誓約書在中」と記載してください。また、発送後に必ず提出先に電話連絡を行ってください。
- ・持参する場合は、平日の9時から17時の間に提出してください。

### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルの内容について疑義のある場合は、次により質問書（任意様式）の提出をお願いします。質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

#### (1) 提出期限

令和3年10月20日（水）午後5時まで（必着）

#### (2) 提出場所

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地  
富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）事務局  
（南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課内）

#### (3) 提出方法

電子メール（koryukankoka@city.nanto.lg.jp）、郵送又は持参

※電話での質問は受け付けません。

#### (4) 回答方法

令和3年10月22日（金）までにメールにて送付します。

### 5 提案書の内容

#### (1) 企画提案書

- ①動画のコンセプト設定について
- ②動画撮影・編集の設備・手法について
- ③SNS キャンペーンの実施方法について
- ④SNS 広告の手法について

#### (2) 経費見積書

#### (3) スケジュール（行程表）

#### (4) 事業実施体制

#### (5) 会社概要

#### (6) 業務実績資料（契約書及び仕様書）

※提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ・様式は任意とします。
- ・提案は、文書、イメージ図、イラスト等を使用し、専門家以外にもなるべく分かりやすく簡潔な記述としてください。
- ・文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- ・多色刷りは可とします。

### 6 提案書の提出

#### (1) 提出書類

企画提案書の用紙の大きさはA4版とし、25ページ以内（表紙含む）とします。やむを得ずA3版を使用する場合は、1枚につき2ページと見なします。

その他の書類については、用紙の大きさはA4版とし、ページ数は任意とします。

ア 提案書 8部（紙出力）※PDFデータも提出すること。

- ・富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）あて
- ・金4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とします。

#### (2) 提出期限

令和3年11月5日（木）午後5時まで（必着）

#### (3) 提出場所

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地  
富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）事務局  
（南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課内）

#### (4) 提出方法

郵送（書留）又は持参

《注意事項》

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

- ・郵送の場合、封筒等に「提案書在中」と記載してください。また、発送後に必ず提出先に電話連絡を行ってください。
- ・提出後の提出物の内容変更及び資料等の追加は認めません。

## 7 評価委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で書面審査によるものとします。

名 称	令和3年度富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務プロポーザル評価委員会		
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること		
委 員	委 員 長	富山県西部地区観光協議会（特別会計事業） 会員（高岡市観光交流課長）	
	副委員長	同協議会	会員（南砺市交流観光まちづくり課長）
	委 員	同協議会	会員（小矢部市商工観光課長）
		同協議会	会員（射水市港湾・観光課長）
		同協議会	会員（氷見市観光交流課長）
		同協議会	会員（砺波市商工観光課長）
		（以上、6名）	

## 8 提案書の評価項目

- (1) 動画のコンセプト設定
- (2) 企画制作の構成
- (3) 制作動画の表現
- (4) 撮影機材などの設備
- (5) 体制及び調整能力
- (6) 官公庁及び民間等での動画制作に係る業務受託実績
- (7) 経費見積書

## 9 留意事項

- (1) 提案の指名を受けた者は、本事業の詳細に関する守秘義務を負います。

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用については提案者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
  - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - カ 本プロポーザルに関して、評価委員会委員と接触があった者。

(3) プロポーザルの取扱い

ア 提出された提案書は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「高岡市情報公開条例」等関連規定に準じて公開することがあります。

ウ 提案書の提出後、富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

エ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、以後の業者選定において選定を見合わせるがあります。

(4) その他

ア プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。提案された内容については富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）から修正要求をすることがあります。

イ プロポーザルにより特定された者とは、業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は契約段階において修正を行うことがあります。契約が不成立となった場合は、次点業者との交渉に移ります。

11 プロポーザルの実施日程（予定）

業務内容	時期
質問書の提出期限	10/20（水）17:00（必着）
質問書の回答期限	10/22（金）
参加表明書及び誓約書の提出期限	10/26（火）17:00（必着）
提案書の提出期限	11/5（金）17:00（必着）
評価委員会（審査日）	11/8（月）～11/10（水）
結果通知書発送	11/17（水）まで
契約事務手続	11月下旬以降